

議案第230号

なにわの海の時空館条例を廃止する条例案

なにわの海の時空館条例（平成12年大阪市条例第69号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係るなにわの海の時空館の利用料金については、
なお従前の例による。

平成24年9月7日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

なにわの海の時空館を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

なにわの海の時空館条例

(設 置)

第1条 なにわの海の時空館（以下「時空館」という。）を大阪市住之江区南港北2丁目に設置する。

(目 的)

第2条 時空館は、大阪港の歴史及び海洋文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究を行い、もって大阪港の振興を図るとともに、市民の文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 時空館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大阪港の歴史及び海洋文化に関する文献、図書、実物、模型、写真、フィルム等（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示
- (2) 大阪港の歴史及び海洋文化に関する展覧会、講習会、研究会等の開催
- (3) 大阪港の歴史及び海洋文化に関する調査研究
- (4) 博物館その他の関係機関との連絡及び協力
- (5) その他市長が必要と認める事業

(資料の寄贈又は寄託)

第4条 時空館は、大阪港の歴史及び海洋文化に関する資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第5条 時空館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 第9条の規定により時空館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が1週間につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日
- (2) 12月28日から翌年1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、時空館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は時空館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、第1項第1号又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公

告するものとする。

(供用時間)

第6条 時空館の供用時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、時空館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第1号又は前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第8条 市長は、指定管理者に利用料金（時空館の入館に係る料金（以下「入館料」という。）、時空館の特別の展示の観覧に係る料金、時空館の駐車場の使用に係る料金（以下「駐車場利用料」という。）及び時空館の附属設備の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 時空館に入館し、時空館の特別の展示を観覧し、又は時空館の駐車場若しくは附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、入館料については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる利用料金の額は、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 入館料 600円
- (2) 駐車場利用料 1台1日1回 500円

4 特別の展示の観覧に係る料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 附属設備の使用に係る料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。附属設備

の使用に係る料金を変更しようとするときも、同様とする。

6 市長は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

7 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

8 指定管理者は、市規則で定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の代行)

第9条 時空館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第10条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 時空館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、時空館の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第12条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か

ら2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第13条 市長は、第11条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし時空館の効用を最大限に発揮するとともに、時空館の管理経費の削減が図られるものであること
- (3) 時空館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、時空館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第14条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を時空館の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、時空館の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の時空館の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は時空館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる時空館の事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他時空館の管理に関する事

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。